

利権政治か 改革断行か

若さだけではない

正義を貫く **信念** と **実績**



Nara City Council Member Mihashi Kazushi

奈良市議会議員 **三橋 和史**

公共用地取得問題

1 新斎苑整備事業とは・・・

現在の奈良市の火葬場（東山霊園火葬場）は、老朽化が進んでいます。そこで、奈良市は、新たな火葬場（新斎苑）を整備することとし、平成30年（2018年）から奈良市横井町地内で事業を開始しています。

しかし、この新斎苑整備事業をめぐるのは、**奈良市の公共事業を隠れ蓑にした「利権政治」との批判が相次いでいます。**

2 鑑定価額の3.3倍の高値

行政が私人から公共用地を取得するに当たっては、私人間同士のように価格交渉をすることは認められておらず、鑑定に基づく客観的な価額を基準として売買価格を決定しなければなりません。

そのため、公共用地の取得に当たっては、価格交渉ではなく、その土地が公共事業のために行政が取得すべき必要性を地権者に丁寧に説明をして理解を得るように交渉します。それでも地権者の理解が得られない場合には、相当価額を補償して公共用地を取得するという手続が法律で定められています。

新斎苑整備事業では、土地の鑑定価額は平米単価463円でした。しかし、**仲川市長は、地権者との間で、鑑定価額の3.3倍もの平米単価1,514円に引き上げ、計約1億7千万円もの高値で購入する契約を締結したのです。**

3 当初計画の2倍の面積

新斎苑整備事業において、当初の計画面積は5.8haでした。しかし、**仲川市長は、地権者との間で、5.2haを追加購入することとし、当初計画の2倍の11haもの面積で購入する契約を締結したのです。**

追加購入の5.2haも部分は、その用途さえ明確に定まっていません。

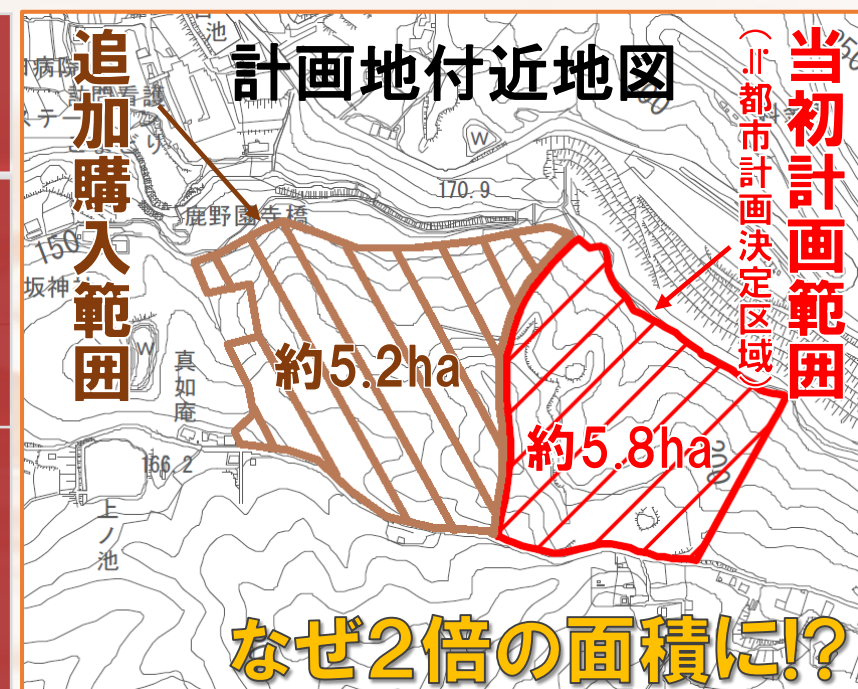
4 市長・副市長と地権者の密室談合

元県庁職員で災害対策関連の行政事務を担当していた三橋は、行政が公共事業のために土地を取得する場合の手続を熟知しています。

左に紹介したように、公共用地の取得に当たっては、価格交渉をすることは認められていません。したがって、市長がみずから交渉を行わなければならない場合というのは、ほとんどありません。むしろ、政治家である市長が関与すれば、政治家やその関係者の「利権」と切っても切り離せなくなり、公共用地を適正な価格や面積で購入することが極めて困難になります。

しかし、新斎苑整備事業に際しては、**仲川市長と副市長は一般職の職員を同席させることなく、地権者とみずから談合し、売買価格についても地権者と意思を通じて法外な高値にまで引き上げ、追加購入までしたのです。**

	鑑定価額	購入価格
平米単価	463円	1,514円
		3.3倍!?
合計面積 金額	5.8ha 2千7百万円	11ha 1億7千万円
		!?





プロフィール

- 【現在】奈良市議会議員（総務委員会、厚生消防委員会など）
（政党：無所属）
- 【生まれ】昭和63年（1988年）12月22日（32歳）
- 【学歴】奈良県立奈良高等学校 卒業
明治大学政治経済学部政治学科 卒業
大阪大学大学院高等司法研究科 修了（法務博士）
- 【職歴】株式会社南都銀行総合職
奈良県庁行政職（災害対策、行政広報、税務等を担当）
- 【座右の銘】正しき者に勝利あり

5 被告・仲川市長による裁量権の逸脱濫用を認定

新斎苑整備事業では、仲川市長による土地の売買契約の締結の違法性が明らかで、悪質性も重大でした。
数多くの市民が住民訴訟を提起し、一審奈良地裁と控訴審大阪高裁とも、**仲川市長が奈良市に約1億7千万円の損害を与えたと認定しました。**大阪高裁は、奈良市に対し、個人としての仲川氏に約1億2千万円の損害賠償請求をするよう命じました。判決では、仲川市長の裁量権の逸脱濫用が認定されています。

	奈良市	森友学園問題
行政の立場	買主	売主
鑑定価額比 （面積考慮）	3 2 7 % （6 2 0 %）	— 8 0 %
産業廃棄物 撤去費用	買主負担 （異常）	売主負担 （正常）

▲ 他社会問題（森友学園問題）との比較

6 大阪高裁、市長の行為の悪質性を指摘

仲川市長は自身の誤りを謝罪するどころか、裁判所批判を繰り返し、その傍若無人な振舞いは独裁国家を想起させます。
判決では、仲川市長が市議会に対し「国の財政補助の期限が迫っているから速やかに議決を経なければならない」と説明していた点についても、仲川市長はその期限が延長されることを知っていたと認定されています。つまり、**仲川市長は、まるで市民を騙す説明をし、市議会の議決を騙取していたことになります。**



▲ テレビや新聞でも報道
（画像は令和3年2月26日NHKより）

7 虚偽の公文書を作成、保安林の位置を偽る

この問題の土地には、開発行為などが制限される区域である「保安林」が存在します。保安林の位置は、森林法により奈良県がその権限に基づいて整備した保安林台帳により明示されています。
しかし、奈良市は、保安林が全く別の位置に存在するものとして資料を作成し、虚偽の資料を市議会にも示していました。
三橋の調査によりこの事実が明らかになり、市議会における審議でも指摘したところ、真実の記載に訂正されました。



▲ 保安林標識 奈良新聞 ▶



8 違法土地購入、反対議員は6名だけ

この違法な土地の購入に関する議案が市議会に提出されたのは、平成30年3月定例会市議会の段階でした。
奈良市議会議員の定数は39名ですが、当時、この問題を市議会では指摘し、違法な土地の購入に関する議案に反対したのは、わずか6名だけでした。ほとんどの議員は、仲川市長に同調して、この議案に賛成したのです。住民訴訟の判決後、自身も賛成しておきながら、仲川市長を追及する議員さえ散見されます。



▲ 市民集会 市民に市政の実態を伝える三橋

9 「債権放棄」で市長自身の責任逃れを画策

大阪高裁判決の内容は、奈良市が個人としての仲川氏に損害賠償請求するよう命じる内容です。つまり、奈良市が仲川氏に損害賠償債権を有することとなります。訴訟遂行のためにも、弁護士費用等の多額の税金が費やされています。
ところが、仲川市長がその裁量権を逸脱濫用して奈良市に多額の損害を与えたという不法行為が認定されているにもかかわらず、**仲川市長は自身の地位を利用して、奈良市が仲川氏自身に対して有することとなる損害賠償債権を放棄しようと画策しています。**仲川市長と持ちつ持たれつの関係にある議員たちは、市長の言うがままに当初の土地の購入に関する議案に賛成したこともあって、債権放棄の議案が市議会に提出されればこれに賛成しようとしています。そのようなことを許してしまえば、**政治家がその権力を使って数億円もの税金で特定の人物に利益を得させたこととなり、社会正義に著しく反する事態を招きます。**